

# 令和6年度高岡市住宅用太陽光発電高度利用補助金 申請の手引き

家庭で取り組む地球温暖化防止対策を推進するため、高岡市内の住宅に蓄電池付太陽光発電システムまたはP P Aに基づく太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付します。

## ■補助対象者

以下の要件をすべて満たす方が補助対象です。

(1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

ア 設置者又は同居の家族が、電力会社と太陽光発電からの電力受給に関する契約を締結していること。

イ 設置者又は同居の家族がP P Aを提供している事業者とP P Aに関する契約を締結していること。

(2) 市税に滞納がないこと。

## ■補助の内容

対象システム	補助金額
蓄電池付太陽光発電システム	20,000 円
P P Aに基づく太陽光発電システム	50,000 円

## ■補助対象システムの要件

対象システム	要件
蓄電池付太陽光発電システム	(1) 未使用品であること。 (2) 低圧系統と逆流有りで連系し、配線方法は余剰配線の太陽光発電システムであること。 (3) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。 (4) 工事・施工に関しては、建築物、電気設備の関係法令に準拠していること。 (5) 蓄電容量が 1kWh 以上のリチウムイオン蓄電池を太陽光発電システムと同時に設置していること。 (6) 蓄電池について電力会社の電力系統と連系していること。
P P Aに基づく太陽光発電システム	(1) 未使用品であること。 (2) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。 (3) 工事・施工に関しては、建築物、電気設備の関係法令に準拠していること。

## ■申請方法

環境政策課（高岡市長慶寺 640）の窓口まで、申請者または代理者（施工業者等を含む）の方が、申請書類を持参してください。

■申請期限

令和7年3月31日（月）

ただし、申請期限内であっても予算額に達した時点で申請を締め切ります。

■提出書類

対象システム	提出書類等の種類
蓄電池付 太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助金交付申請書（様式第1号）</li> <li>(2) 事業実績書（別記様式）</li> <li>(3) 蓄電池付太陽光発電システム設置に係る工事請負契約書の写し※ （建売住宅の場合は、売買契約書の写し及び経費内訳書）</li> <li>(4) 蓄電池付太陽光発電システム設置に係る領収書の写し</li> <li>(5) 位置図（付近見取り図）</li> <li>(6) 建物全体と太陽電池モジュールを写した設置写真</li> <li>(7) 製造番号出力力対比表</li> <li>(8) システム設置場所での居住を確認できる書類 （住民票や運転免許証等の写し）</li> <li>(9) システム連系契約を証明する書類の写し （「システム連系に係る契約のご案内」、「低圧システム連系 技術要件確認書」、「低圧蓄電池システム連系 技術要件確認書」及び「受給開始のお知らせ」または「電気料金等領収書（検針票等）」）</li> <li>(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税務情報を確認することに同意しない場合は、納税証明書</li> <li>・ 建売住宅の場合は、建築確認済証の写し</li> <li>・ 別荘地等の場合は、建物の所有を証明する登記簿謄本</li> <li>・ 店舗等併用住宅の場合は、店舗部分と住宅部分が確認できる平面図及び住宅部分への配線が確認できる書類</li> </ul> </li> <li>(11) 蓄電池の設置状況がわかる写真</li> <li>(12) 蓄電池地の保証書の写し</li> </ul>
PPAに基づく太陽 光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助金交付申請書（様式第1号）</li> <li>(2) 事業実績書（別記様式）</li> <li>(2) PPAに基づく太陽光発電システムに係る申込書の写し</li> <li>(3) サービス利用開始後における、サービス利用料を支払ったことがわかる写しまたは領収書</li> <li>(4) PPAに基づく太陽光発電システムの設置場所に居住していることを証明する書類（住民票の写しや運転免許証等の写し）</li> <li>(5) 位置図（付近見取り図）</li> <li>(6) 建物全体と太陽電池モジュールを写した設置写真</li> <li>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税務情報を確認することに同意しない場合は、納税証明書</li> <li>・ 建売住宅の場合は、建築確認済証の写し</li> </ul> </li> </ul>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・別荘地等の場合は、建物の所有を証明する登記簿謄本</li><li>・店舗等併用住宅の場合は、店舗部分と住宅部分が確認できる平面図及び住宅部分への配線が確認できる書類</li></ul> |
|--|---|